

(特記事項)

平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに建設工事請負契約を締結した工事に係る前払金については、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができるものとする。